

江東区ボランティア・地域貢献活動センターLINE 公式アカウント運用要  
領

令和6年12月19日

6江東社協ボ第175号

(目的)

第1条 本要領は、江東区ボランティア・地域貢献活動センター(以下「センター」という。)が運用するLINE公式アカウント(以下「当アカウント」という。)を通じて、区民等への情報提供を円滑に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LINE LINEヤフー株式会社が運営・開発する、スマートフォンやタブレットで利用できるコミュニケーションアプリをいう。
- (2) アカウント センターのLINEを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) 利用者 当アカウントを「友だち追加」したアカウントをいう。

(運用主体)

第3条 当アカウントの運営主体はセンターとする。

- 2 当アカウントのアカウント名は「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」とし、アカウントIDは「@797zmiup」とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として当アカウントのアカウント名を江東区社会福祉協議会のホームページに明示し、周知する。

(提供するサービス)

第5条 センターが当アカウントにより提供するサービスは、以下に掲げるものとする。

- (1) メッセージ配信
  - ア 自主活動等地域福祉推進に係る地域の活動紹介

- イ センターが関わるイベント・講習会の情報
  - ウ 事業案内
  - エ 営業日の変更など運営情報
  - オ 物品の貸出又は配付の情報
  - カ 会員募集案内
  - キ 災害時の具体的な対応規定
  - ク その他センター所長が適当と認める客観性のある事案
- (2) メニュー上の項目に関する問合せに対する分岐型の自動応答機能
- (3) 江東区社会福祉協議会ホームページへの誘導  
(発信禁止情報)

第6条 当アカウントでは利用者への情報配信のみを行なうものとし、個別に他のアカウントへのメッセージの送信は行わない。また、当アカウントに対するメッセージ等に対し、個別の回答も行わない。ただし、社会福祉協議会運営連絡会において承認した事案はこの限りではない。

第7条 他の利用者は、当アカウントの利用に際して、次に掲げる内容のコメントを行なってはならないものとする。また、センター所長は、投稿内容が以下の事項に該当すると判断した場合は、他の利用者に対して予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) センター又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの（暴力的な表現、攻撃的な内容などを含む）
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂(噂を助長させるものを含む)
- (10) 本人の承諾なく個人情報 を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害

するもの

- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 他の利用者又は第三者等になりすますもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、センター所長が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

(運用要領の変更)

第8条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、当アカウント又は江東区社会福祉協議会ホームページに明示し、周知する。

(その他)

第9条 本要領に定めのない事項については、令和4年8月18日4江東社協総第170号「江東区社会福祉協議会公式LINEの運用について（通知）」を適用する。

2 その他、本要領の実施について必要な事項は、センター所長が別に定める。

付 則

本要領は、令和7年12月19日から施行する。